

連綿句読法

—書記システムの記述方法をめぐって—

山 田 健 三

1 はじめに

本稿の論点は、平安期女手仮名文に「連綿句読法」を認めうるか、という一点に集中する。しかし、より重要な問題関心は、「連綿句読法」の議論を中心対象に据えることで、書記システムそのものの記述方法について考える、という点にある。

本稿における論述プロセスや主張の一部を先取りする形で、筆者の問題認識を示せば下記の通りになる。

1. 平安期女手仮名文の書記システムの一つとして、連綿が意味分節機能を有するという「連綿句読法」を認める立場がある。
2. 対して批判的ないし慎重な議論が存する。
3. 両者は現在のところ膠着状態・没交渉状態に見え、生産的な方向での議論を知らない。
4. 現況打開のためには、まずは書記システム論・句読法論自体の議論を深化させる必要がある。
5. 書記と言語の対応、言語の優先性から見て、まず言語システムにおける意味分節機能を概観し、書記システムとの対応を更に検討する必要がある。

なお、本稿で用いる書記術語について一言しておきたい。

筆者は、歴史的用語を学術用語として用いる場合、歴史的意味を正しく明らめた上で用いるべきである、という歴史主義の立場を採っている。換言すれば、学術用語は定義さえすれば何でもよい、という立場を採らない。そういった観点から、近年、書記用語の抜本的な見直し作業を行い（山田健三（2011、2013a、2013b、2013c））、現在のところ、以下に説明するような用語規定が相応しいと考えるに到っており、本稿でもそれに従う。但し、他の研究者の引用などは原文のままであるので、いささか注意されたい。従来の用語とは異なる部分が少なくないが、さりとて、各文脈において理解に支障をきたすほど大きく異なっているわけではない、と思う。

- ・仮名（仮字）：真名（真字）の対概念。上代において、仮名成立以前は文字といえは漢字のみだから、他の文字種との弁別名称である「漢字」などが用いられるわけもなく、単に「字（な）」と呼ばれたはず。その「字」の本来の用法というのが「真名」であり、漢字の仮借用法に従った仮の用法が「仮名」。よって、一般に万葉仮名と呼ばれているものは上代において「仮名」である。平安以降、「仮名」が主として指す

ものは女手仮名にシフトしていく。ちなみに「万葉仮名」という用語は近世中期あたりから使用が確認され、現代とは異なる意味を持つ「歴史的用語」であった。

- ・ 男手仮名・女手仮名：中古以降「仮名」が書体として大きく二極に分裂。一方は上代そのままの書体（楷書体）。一方は極草体のもの。両者はおそらくそのフォルム・イメージの違いから、前者を男手、後者を女手と区別するようになった。使用者ジェンダーによる命名ではない。男手も女手も仮名であるが、中古以降は、仮名といえば女手を指すようになっていく。両者を区別する必要がある場合、男手仮名、女手仮名と呼称する。ちなみに女手仮名と平仮名は異なるし、男手は漢字ではない。
- ・ 上代仮名：中古以降「仮名」の指示内容が女手仮名にシフトしていくので、「仮名」といえば、女手仮名を指すようになる。上代仕様の仮名は男手仮名として使用され続けるが、「男手仮名」という名称は平安以降なので、特に上代に用いられていた仮名と特定して用いる場合の名称として「上代仮名」という呼称を学術用語として新設した。
- ・ 草仮名：草体漢字を仮名として用いたもの。主に技芸的・美術的書体として認識され、用いられていたもので、日常実用レベルの書記体ではない。
- ・ 平仮名：後に、女手仮名と同一視されるが、本来は、上代仮名（男手仮名）の代用字体。（なお、本稿においては「平仮名」は現れない。）

2 連綿句読法

2.1 連綿句読法

平安以降、仮名文には、上代からの仮名文（上代仮名文）の直継である男手仮名文と、新たな後継の女手仮名文の二種が併存することになる。消息・和歌・物語などで主として用いられる文、女手仮名を主体とする女手仮名文においては、主に仮名と仮名とを運筆上つなぐ連綿が特徴的である。この連綿が、意味分節機能を担うとするもの、つまり句読法機能を認めるものを「連綿句読法」と称することとする。

2.2 句読法について

念のため「句読法」について一言する。一般に「句読法」というと、人為的制度に基づくものと見られがちだが、ここで用いる意味はそれに留まらない。例えば、明治39年（1906）2月、文部大臣官房圖書課『句讀法案・分別書キ方案』が出される。これは「国定教科書修正ノ場合ニ則ルヘキ標準トナスヲ目的」（緒言）とするように、国定教科書に象徴される「標準化」が必要とされる時代文脈で出されたものである。「標準化」が必要とされる時代的背景は、一言でいえば「近代化」に尽きる。他国と区別されるべき一国の言語としての「国語」認識の創成・強化のため、西欧文の書式の導入、活版印刷技術の普及などの影響が考えられ、句読法を人為調整する必要がある、近代日本社会に生じたことは間違いない¹。しかし、

¹ 日本語書記における句読法書の嚆矢は、権田直助『國文句讀考』（近藤圭造、明治20年（1895）10月出版）であろう。同書は既に著者没後の出版であったが、明治28年7月には増補訂正版として『國文句讀法』（近藤活版所）が出版されている。権田が同書を書いた動機は明らかではないが、彼は平田門下の国学者であり、勤王の志士であった由。そこに関連動機を求めることもできようか。

標準化が必要とされること自体、一方でその背後に様々な「句読法」が実際に行われていたことを示唆する。

このように、制度としてではなく、人々の間で行われてきたであろう句読法が、歴史的にどのような展開を遂げてきたかについては、必ずしも明らかにされているわけではない。本研究の先にある目標は、〈日本語書記技術史〉記述の一部をなすべき〈日本語句読法史〉の記述であるが、「句読法」とは、単に句読点の使い方、つまりテンやマル、その他カッコ等記号の使い方の記述にとどまらない。

人為的制度に留まらず「句読法」を考えるために、まず辞書記述を見ておこう。『言語学大辞典・術語編』（三省堂）に「句読法」は立項されていないが、「句読点 (punctuation)」から関連する箇所を引用する。

- (1) 音声言語の場合、音声連続の中で、それを休止したり中絶したり、また高低や強弱によってアクセントをつけたり、また抑揚を示すことができるが、文字言語の場合は、そのような微妙なニュアンスを同時に示すことはできない。一般に、文字言語では、せいぜい分節音素 (segmental phoneme) を表わすだけである。そこで、休止とか中絶とか、あるいは抑揚など、いわゆる超分節音素 (suprasegmental phoneme) を示そうとすれば、何らかの補助記号を用いなければならない。句読点は、そのような補助記号の一つである。(後略) (「句読点」 p.310)

ここでは専ら、休止・中絶・抑揚といった超分節音素に対応するために考案された書記要素として考えられているように見える。

しかしこの記述の後、漢文を引き合いに出して「意味をとって段落をつけ」る印が「句点であり読点であり」、「統語論的機能を担う」とし、「欧米の句読点も、ほぼ同様の機能をもつ」とする。つまり韻律論レベルと統語論レベルでの事象対応としての書記システムとみなされる。

さて、本稿における問題関心から、(2)のように、「句読法」をごく簡単に私に定義し、次章以下でいささか詳しく説明を加えたい。なお、「書記」(writing) という術語は、小松英雄に従い、言語情報の蓄蔵・再生装置、という意味で、「文字」(letter) より広い概念で用いている。

- (2) 言語自体に備わる様々な意味分節表示機能に呼応し、書記レベルでも意味境界の把握をしやすくするための諸方法の集合体を「句読法」と称する。

つまり、言語システムの分析プロセスと、文字および文字そのものの使い方をシステム化した書記システムとは、その手段・手法は別として「目的」は一致しており、連動している、と考える。文字の本質的機能が「表語性」に求められる所以である。

3 連綿句読法に関する議論

3.1 連綿句読法に関する議論の現状

さて、平安女手仮名文に特徴的な「連綿」が「連綿句読法」と呼ぶべき意味分節機能を有しているかどうかについては、両極ともいえる次の二つの観察事実に基づく解釈が想定可能であり、実際のところ、後でみるように此のスケール間のそれぞれの極点近くに布置する言説が存在している。その二極は次のように示される。

1. 実際の書記テキストに、意味分節境界と、連綿境界が一致するケースが観察できるので、連綿境界は書き手が意味分節境界を意識した結果である。
2. 実際の書記テキストに、意味分節境界と、連綿境界が一致しないケースが観察できるので、連綿境界は書き手の意味分節境界とは無関係である。

以下、簡単に両者の立場の研究史を概観する。

3.2 連綿句読法を積極的に評価する立場

前者の立場。連綿句読法のみならず、毛筆による仮名文への機能的アプローチの画期は、成書としては、小松英雄(1988)『仮名文の原理』に置かれる。同書導論では「仮名の連綿によって、それぞれの語句をひとつづきに書く習慣が定着すると、しだいに、語の〈つづり〉が形成される」(p.15)というように、連綿が句読法的役割を担っているという歴史的解釈の見通しが示されている。この考えは、同(1998)『日本語書記史原論』、同(2000)『同 増訂版』を経て、同(2008)『丁寧を読む古典』では、「仮名」を規定する中で、(3)のように明確に示される。なお、ここで小松のいう「仮名」は本稿でいう「女手仮名」に相当する。

- (3) 前後の文字との切れ続きを示し、語句のまとまりを表わすことができるように、漢字の草書体を基本にして平安初期に発達した音節文字の体系。連綿(続け書き)や墨継ぎ、濃淡のめりはり、線の太さの違いなどによって、語句の単位を明示することができるので、楷書体の漢字に基づいた奈良時代の音節文字(借字)と違って、韻律を手がかりにしないで散文の読み書きが可能になった。鉛筆やボールペン、ワープロソフトなどでは、毛筆のように多彩な書き分けができないので、仮名や仮名文を書くことはできない。仮名の体系では清音と濁音とを別々の文字で書き分けない。仮名文は句読点や引用符などを受け付けない。(小松英雄(2008:77-78)、下線山田)

下線部に明らかなように、仮名連綿自体が仮名散文の成立に寄与した、という解釈、更に女手仮名を「前後の文字との切れ続きを示し、語句のまとまりを表わすことができるように... 平安初期に発達した音節文字の体系」とし、文字としての「女手仮名」と書記様式としての「連綿」を不可分のものとして理解している。こういった理解・解釈を小松は(4)のよ

うに早くから示している。

- (4) 連綿による分かち書きができる書体は草書体だけであった。換言するなら、草体化は、分かち書きを可能にするための選択であった。(小松英雄 (1998: 70))

連綿と仮名の草体化、その両者が不可分であるとすると、(小松がそこまで意図しているかどうかは別として) 更に踏み込み、「女手仮名」の成立自体、連綿あってこそそのものと見なすことができる。両者を車の両輪のごとくに理解することができよう。女手仮名自体の成立理由にまで及ぼんとする、射程の長い問題意識・解釈である。

なお、念のために補足する。本稿では、連綿を卓立して取り上げるので、いきおい連綿に関する記述に注目した言及・引用になりがちである。しかし、小松は、句読法的事象として、連綿だけに注目しているのではなく、先の引用に見られるように、墨継・濃淡・太細といった書記事象も含めて考えている。確かに、墨継などは、例えば、守覚法親王『消息耳底秘抄』(12世紀前半成立)には「初ノ行ノ筆ツゞキ墨ニテ。次ノ行ノ字ナリトモ。句ツゞキヲバ可書也。」(「消息墨付事」『群書類従・第九輯(消息部)』p.582)とある通り、物理的な行単位よりも言語的単位である「句」が優先されていることが明記されており、墨継が句読法の一つとして機能している場合があることが認識されていたと思われる²。しかし、連綿・墨継・濃淡・太細、といった諸事象の間には、やはり序列があるとみなさざるを得ない。例えば「墨継・濃淡・太細」といった書記事象は、連綿の伴わない書体表記でも成立しうる。また連綿は楷書の運筆では実現が困難で、草体的運筆を選択した際に初めて選択可能になる書記様式である。連綿は書記様式という運筆基盤に関わる重要な書記事象であり、この点から見ても、女手仮名文の句読法を対象にする限り、考えるべき書記事象の中で「連綿」の優先性は動かない。

3.3 連綿句読法に否定的・または慎重な立場

しかしながら、このような見解に対して、否定的もしくは慎重な見解が存する。

例えば、書道史研究の立場から、梶矢桂一(2007a)は「実際に平安期の仮名書き文を見ると、連綿のまともりは、語句の表意性と一致しない場合が多く、語句の切れ目でないところで墨を継ぐこともあり得る」とし、「[墨を継がなくても、連綿するかしないかで断続が表示できる]という、小松英雄の『日本語書記史原論』における主張は意味を持たない」とする。

また、矢田勉(2012)は、(5)のように指摘する。(下線山田)

- (5) 「確かに、連綿や墨継ぎによって分節の手助けが得られるように見える部分はある。しかし、そのことから、それが意図的に採られた表記方針であったという結論に直ちに結びつけることは出来ない。」(矢田勉(2012: 108))

² 但し、本文は次のように続く。「次ノ句歟第二ノ字ヨリハ墨ヲ染ベシ。第三ノ行始ハ必墨ヲ染ベシ。是ヲ消息ノ墨付トハ申也。…」この下線部で示した箇所は形式的な有職故実に過ぎないように見える。こういった慣習が機能的裏付けを有すのかどうかについては、別に考える必要があろう。

「ここで、慎重に検討しなければならないことは、そのような意味の切れ目を有する連綿が、果たしてどれほどの分節機能を果たしうるか、ということである。(中略) 意味の切れ目では連綿がほぼ排除されているということは消極的に機能しているようにも見えるが、意味の切れ目に一致しない部分のほうが多いような現象に、本当に分節の機能が期待されていたのかどうかについては慎重に見極める必要がある。／結局、墨継ぎ・連綿については、現代表記における助詞表記以上に表記機能に乏しいものであり、結果として表記効果が随伴する一部の例の存在を以てそれを機能的な表記要素と認定することは、危うい立論である。」(矢田勉(2012:111))

「連綿・墨継ぎや、異体仮名の使い分けのように、結果としては共通して僅かな分節機能を果たしうる要素であっても、それが現代における助詞表記と同様に意図的な表記規則と考えるべきものか、他の理由による表記現象の随伴的な効果であるのかについては、他の徴証から明らかにされなければならないのである。」(矢田勉(2012:117))

さらに、今野真二(2014:84-85)は、上述の矢田勉の議論を承け、仮名連綿が意図的であることを主張するには、「次のようなことについては説明をしておく必要がある」とする。以下、(6)に引用する。(下線山田)

- (6) a. 現代人が考えるところの何らかの言語単位の切れ目すべてを墨継ぎや連綿で明示している文献は存在しないと思われ、どのような文献であっても、「そうっていない」箇所を含む、と推測する。そうであれば、墨継ぎや連綿で「切れ目」を明示するという書き手の意図があったことになるのか。なぜある個所は「切れ目」を明示し、ある個所はしないのかという説明が必要になる。意図的に「切れ目」を明示していたと前提すれば、「切れ目」を明示していない個所も、意図的に明示しなかったことになる。しかしそうしたことについて説明はなされていないと思われる。
- b. そもそも「現代人が考えるところの何らかの言語単位」が過去において現代と同じように認識されていた、ということの証明が前提となるはずであるが、そうした証明もおそらくなされていない。
- c. 日本語が、何らかの言語単位の「切れ目」を明示したかったのであれば、「切れ目」を明示しなければならない言語であるならば)、墨継ぎや連綿以外に、もっと顕示的なやり方が模索されてよいと思われるが、そうした痕跡はなく、句読点の使用も歴史的にみれば、ずいぶんと後になってのことであることからすれば、日本語は「切れ目」を明示しようとはしていなかった、というみかたがむしろ自然にみえる。日本語が「切れ目」を明示しようとしていた、ということの何らかの証明も必要になると考えられるが、それについては述べられていない。

つまるところ、これらの議論に共通するのは「実際のテキストに、意味分節境界と、連綿境界が一致しないケースが観察できる」という観察事実、その一点である。

更に、言語分節境界と連綿境界とが一致している部分に関しても、矢田は、仮名連綿を「意図的な表記規則か、随伴的な効果か」という択一的な問いとして提出する。が、このような問い立てをした場合、答えは既に出ていると言わざるを得ない。連綿の切れ目が「意味

の切れ目に一致しない部分のほうが多い」という事実認識を示している以上、—そしてそれは客観的事実としてその通りであるから—「意図的な表記規則」という解の否定が含意されているとみなくてはならない。

また、仮に連綿句読法が「随伴的な効果」であったとして、それが即、連綿句読法を認められないことになるのだろうか。意図的か随伴的か、という問いは、一次的機能か副次的機能か、という対立的問いに置換できようが、むしろ、副次的機能の方が重視される場合もある。自らが進むべき夜道を照らすためのクルマ・自転車の点灯が、むしろ、他者には安全な交通システム機能として働く、ということもある。以上の問題については「意味の切れ目問題」として、次章で扱うこととする。

今野は、更に進んで「日本語は「切れ目」を明示しようとはしていなかった、というみかたがむしろ自然にみえる」という視点を提示する。「日本語が「切れ目」を明示しようとしていた、ということの何らかの証明も必要」とし、「そもそも「現代人が考えるところの何らかの言語単位」が過去において現代と同じように認識されていた、ということの証明が前提となるはず」というように、書記に限らず、言語そのものとしての日本語に、分節表示機能がない可能性を指摘しているように読める。だとすると、この指摘にはいささかの驚きを禁じ得ない。

言うまでもないことのように思うが、書記システムとしての句読法自体の存在を疑問視するのみならず、そもそもの言語システムに分節表示機能の存在までも疑うのであれば、これまでのすべての言語研究は土台を失うこととなる。言語に何らかの形で分節機能が備わっているからこそ、我々は、音韻論やら形態論といったレベルで議論できる。これまで、多くの書記テキストを言語資料とみなし、多くの言語史上の研究成果が出されていることは、どう考えるのであろうか。

分節単位の具体的なあり方—例えばアクセントの複合語表示機能の変容—についての議論はあり得ても、また、分節機能を担っているものの解明、という問題意識はあり得ても、また、そういう問題意識が論理的に想定しえたとしても、そもそも分節表示機能を有さない言語を想定すること自体が、言語研究全てにとって有益な問題意識・問題設定とはおよそ思われぬ。分節表示を志向しない言語も存在しうる、と考えているのであれば、理論的仮構・説明概念である言語システムそのものを否定していることにもなる。言語そのものの分節表示機能については後述する。

これらの議論は、連綿句読法そのものの存在について否定的なようにも見えるが、実際は、連綿句読法認定のための方法論的手続きの不備を指摘している、と見られる。

斯界の研究を牽引してきた小松の研究に、(私も含め)多くの後継の研究者がインスパイアされながらも、そこにいささか論理的飛躍や事実認識のギャップを感じている、というのが現況のように思われる。研究の停滞は学界の本意ではないはずである。ギャップを埋めるべき研究は後継の研究者の責務でもある。

4 「意味の切れ目問題」の検証

以下、「意味の切れ目問題」を検証するため、古今和歌集 [901] の古写テキストを例に観

察し、簡単に確認・検証する。具体的には、巻二十冒頭歌（1069番歌）のみを扱う。同一歌の各種の古写本書記実態（複数の書写者）を比較対照することで、様々な「切れ目」実態を観察し、そこに共通性が見出せるのかどうかを観察するのが目的である。

近代以前に標準化されない句読法が存在したであろうことは、先に述べた通りである。連綿句読法が仮に存在したとしても、それは当然標準化されていたとは考えられない。問題は、そこにある志向が認められるかどうかである。その「志向」の存在の有無を確認したい。

なお、「意味のまとまり」とか「言語分節」というだけでは言語単位があまりに不明確である。ここでは、和歌テキストを採りあげるのので、意味分節境界を次の3種に分けて明示できるようにしておく。1) 歌句境界（≒連文節境界）、2) 文節境界、3) 文節内境界（自立語と付属語の境界）、である。

さて、用いたテキストは、高野切第一種（11世紀写、推定筆者：藤原行経 [1012-1050]）、元永本（元永三年 [1120] 写、推定筆者：藤原定実 [1063-1131]）、伝藤原公任筆本（12世紀写）、清輔本（宮本本：永治2年 [1142] の清輔書写本を源家長が建仁元年 [1201] に写したものの転写本）、清輔本（前田本：保元2年 [1157] 書写本の転写本）、いずれも影印本や原装複製本による。（利用した複製本については、稿末に示す。）以下、翻刻によって示すが、翻刻方針は次の通り。

- ・ 仮名は現行字体で示す。
- ・ 改行は／印で示す。
- ・ 意味分節境界と見なせる言語単位として、歌句境界、文節境界、文節内境界（自立語と付属語の境界）の3種類を設定。それぞれの境界群と連綿境界の一致／不一致を下記のような記号で明示する。（なお、改行位置と境界についても一致／不一致を考えることも可能であるが、物理的事情（紙面スペース）と関わり、やや問題が複雑化するので、ここでは考察対象から外す。）
- = 連綿境界が歌句境界（≒連文節境界）と一致している箇所
- ◇ = 連綿境界が文節境界と一致している箇所
- ▽ = 連綿境界が文節内境界（自立語と付属語の境界）と一致している箇所
- = 連綿境界が歌句境界（≒連文節境界）と一致していない箇所
- ◆ = 連綿境界が文節境界と一致していない箇所
- ▼ = 連綿境界が文節内境界（自立語と付属語の境界）と一致していない箇所
- 【】 = 連綿が文節境界を跨いでいる箇所

つまり黒勝ちの記号が多ければ多いほど、意味分節単位と連綿とが一致しない箇所が多いことを表示していることとなる。

結果は、(7)の通りである。

- (7) a. あたらしき□としの◇はしめに□かくしこそ／ちとせを◇かねて□たのしきを◇つめ（高野切第一種）
- b. あた▼らしき□とし▽【のはしめに】□かく／し▽こそ□千▼歳▼を◇金▼て□た

のしき▽を◇つ▼め（元永本）

- c. あたらしき□年▽の◇はしめに□かくし□こそ／ちとせかねて□た▼のしき▽【をつめ】（伝藤原公任筆本）
- d. あたら▼しき□とし▽の◇はし▼めに□かくし▽こそ／ちとせを◇かねて□たのしきを◇つめ（清輔本（宮本本））
- e. あ▼たら▼し▼き□とし▽【のはし】▼めに□か▼く／し◇こそ□ちとせを◇かねて□た▼のしき／をつ▼め（清輔本（前田本））

これらから次の事実が確認・注目される。

1. 高野切の例は、連綿境界が三種の言語単位と一致（□◇▽）。連綿が句読法機能を担っていることを強く想定させる例である。
2. 高野切以外で、連綿境界が三種の言語単位のいずれかに不一致例あり。
3. 上記の内、連綿が文節内境界と一致しない例（▼）や、分節を跨ぐ例（【】）は存在するが、歌句境界を跨ぐ連綿例（◆）はない。

1. に関して。高野切第一種では、連綿境界が三種の言語単位と一致する例が他にも多く観察される。古今和歌集の写本としては高野切が11世紀写本で随一の古写本と目されており、そうであるならば、このような書記方法も古態であるのかも知れない。が、標準化されていないと思しい時代のことである。今はあくまでも、平安期に存在した一つの書記方法として考えることとする³。

そして高野切以外に目をやると、連綿が文節内境界と一致しない例（▼）はいくちもあるが、元永本の第四句「千歳を金て」のような、漢字を交えての表記の場合は、句読法が異なると考える必要がある。元永本当該歌中、唯一漢字が用いられていて、歌句中唯一連綿がないのはこの第四句のみであり、漢字が連綿できないわけではないことを考えると、漢字が用いられていることと、連綿がないことの間に関連がうかがわれる。この第四句に関しては、正訓字表記「千歳」と借訓字表記「金（て）」（＝兼ねて）が、[チトセ][カネテ]という語形再生を容易ならしめており、もはや連綿は（あってもよいが）不要。漢字を同居させた場合、もはや連綿境界自体が意味を持たなくなる。

このことは、漢字を交えた非連綿による句読法から、逆に連綿が句読法たりえたことを逆から示唆すると見ることも可能である。

しかし、清輔本（前田本）には漢字は見られないが、文節内境界と一致しない例が多く存

³ 遠藤邦基（1998：46-47）では、「筆の特性を利用して句読の箇所を越えては連綿体で書かない、或いは、句読の箇所て筆に墨を含ませる墨継ぎという手法が考案された（中略）この方法は視覚面から美的であり、大いにもてはやされるようになる。ところが、本来は文脈理解のために考案されたこれらの手法が、次第に書風の美や有職故実が優先されるようになる」という見解が示されている。連綿が実用から美術へと移行したという解釈のように読める。しかし一方で、書道史では「平安末期から鎌倉初期にかけて書が実用的になる」（榎矢桂一（2007b：160））という正反対の解釈が存する。扱っている資料の違いに起因するのだろうか。内実はもっと複雑かと思われる。

し、これの説明はできない。この問題は重要な問題故、後で詳しく論ずる。

さて、斯様に実際のテキストを観察してみれば明らかな通り、連綿が文節内境界と一致しない例（▼）がいくらでもありながら、歌句境界を超える例（◆）が（この調査範囲に過ぎないが）一例も存在しない。これはおよそ偶然とはみなせない。しかしそれは偶然でないどころか「当然」という声が聞こえてきそうである。和歌は、五音句・七音句の組み合わせによって成立しており、そもそもその制限内で作歌・述作するわけであるから、それが何らかの言語単位と一致することは必定、という声がある。

しかし、歌句境界と言語単位境界とが一致することは「当然」とは言い得ても、それが連綿境界に一致することは、連綿と句読法とが関係を持つことの検討を課題としている本稿では、当然「当然」とはいえない。やはり連綿は句読法を志向している、と「歌句境界を連綿が跨がない」という形式的事実だけからも言わねばならない。

このことは、既に加藤良徳（2000）が、連綿単位＝言語単位と単純には言えないことを認めた上で、仮名連綿の最大値は（原則）「文節」を超えない、という調査観察結果を得た上で、(8)のように指摘したことと、ある程度は呼応しよう。

- (8) 中世以前日本語の仮名文においては、「文節」を超えて連綿することはほとんどなく、「文節」以上の単位で連綿する場合についても、「連体格」の「の」の前後であったり、または、連綿前の「文節」が短い場合の「助詞無表記」「連体修飾」であったりして、基本的に「読みやすさ」を志向して連綿がなされている（加藤良徳（2000：39））

加藤の主張は、連綿は原則文節以上に延びず、文節を跨ぐ場合でも、次の文節に繋がる（連文節）場合が多い、という観察結果を得て、連綿自体に「文節志向」を見出そうとする主張、と理解できる。本稿では、より確実と思われる単位として歌句境界を指摘したが、これは加藤が補足的に扱う連文節にある程度対応する。

しかし、あくまでも連綿に句読法を認めるのであれば、文節であろうが、歌句であろうが、清輔本（前田本）の例に顕著のように、文節内境界と連綿境界が一致しない例が多く存在することの理由説明が必要である。

以下の議論では、この点について考えるため、一つの書記事実の検討と、言語と書記との対応関係の確認、この2点について検討した上で、最後に当該の問題を解くための仮説を提示したい。

まず、「一つの書記事実の検討」とは、次のことである。

1. 平安期古写本の仮名書和歌に、例は少ないものの「一字一字の女手仮名放ち書きによる和歌」が存在する。それはどう説明されるか。
2. 併せて、清輔本の一本である顕照本（伏見宮田蔵本）のような片仮名本のように、連綿が全くないテキストはどう解釈できるのか。

女手仮名は連綿と不可分であると思われるが、しかしながら一方、その女手仮名の放ち書きのみで綴られたものが、稀ではあるが見られる。これはどう説明できるか。

また、片仮名は、漢字文訓読支援の訓点の一種という地位を成立起点とするので、もともと片仮名だけで文を綴ることを志向していなかった。よって、そもそも連綿書記法自体存在しようがない、と考えられる。仮名文が仮名の放ち書きのみでは意味分節機能を発揮しえず、連綿があつてこそ仮名文が綴り得るのであれば、代替句読法なしには、片仮名は仮名文表記に適さないはずである。しかし、片仮名書きの和歌は、女手仮名書きに比しては少ないながらも、ある程度の量が存在する。後で見る清輔本（顕昭本）には、歌句境界さえ分明ではない。和歌の女手仮名書きは主流であり続けたので、和歌を片仮名で書くこと自体には特別の意味があると見るべきであるが、そのことは今は措き、片仮名でも書けることの意味は、連綿句読法を考える以上、問う必要がある。さらに和歌以外に目をやれば、片仮名文はかなりの量存在する。

このような連綿のない一音節一仮名（女手仮名／片仮名）表記は、連綿句読法と一見対立する。これをどう説けるかが一つの課題となる。

そしてもう一点。「言語と書記との対応関係の確認」である。書記は言語そのものではないが、言語に対応しており、言語を記録・再生するための装置と見なされる。となると、書記における句読法とは、言語の意味分節に関わる諸事象が果たしている機能を、書記上に反映されたシステムと考えられる。そうであるならば、言語における分節表示システム自体の有り様をまず観察し、その言語システムと、句読法の書記システムとの対応の仕方を押さえておくことが、今後の議論のために必要と思われる。

まずは、言語における意味分節表示システムの問題から見る。

5 言語における分節表示システム

5.1 言語システム階層上の意味発生ポイント

言語における分節表示システムはどのようになっているか。(9)を見て頂きたい。最小の言語単位である音素から最大の単位である談話まで、その間に存在する言語単位を生成順に示したものである。これを「言語システム階層」と呼ぶこととする。左から右へ辿れば、言語単位レベルでの言語の生成プロセスを示しており、右から左へ辿れば、言語単位の分節過程を示していることになる。そして、更に名称を与えられた言語単位そのものもモジュールとしてシステム化されている、そのような図として見て頂きたい。共時的な言語システムの大枠そのものつもりである。

(9) 音素>音節>形態素・語>句（文節）>文>談話テキスト

言語システム階層上、意味（機能的意味・知的意味）の発生ポイントは「形態素・語」レベルから上位のレベルである。単音節言語（古代中国語など）は、音節レベルと形態素・語レベルが一致し、また非単音節言語でも個別の語レベルでは単音節語も存在するが（ex. 日本語「手・葉・歯・胃・…」）、「意味」の発生ポイントを形態素・語レベルと考えることに問題はない。ただ、意味ある言語的単位の最小部分（独立形態素も含め）を通常「語」と呼称しているの、「語」という認定自体が「意味ある言語単位」であることを含意してい

る。よって「語」を「意味ある単位」とするだけでは循環論法で、定義を確認したに過ぎない。むしろ、確認しておくべき重要な点は、音素、音節といったレベルではいまだ「意味」を生成していないという点である。

実際の言語音は、物理的には、人間に言語活動以外の目的のために備わった諸器官を、二次的に利用して調音・生成した音の連続に過ぎない。しかし、それが単なる物理音ではなく、言語音として機能するためには、意味ある単位として分節される必要がある。

この分節のためのシグナルとなるものが様々ある。韻律論レベル（超分節音レベル）の諸現象（アクセント、プロミネンス、イントネーションなど）や、分節音レベルの形態音韻論的現象が該当する。

5.2 分節機能が唯一である必要のないこと、また相互的・可逆的ではないこと

さて、これら分節シグナルとなる音韻事象を少しく観察する。

古代日本語に於いて、母音音節が語中に存しなかったことはよく知られている。何故母音音節の語中布置が阻害されるのか、については、音節構造論から説明されるケースが多いが、正直なところ、あまり有効な説明になっているとは思われない。「母音連続の忌避」という言い方はネガティブな制限規則に他ならず、それだけでは何のための制限か不明であるからである。音節主音を担うもの、つまり音節を形成する「核」となるものが通常は母音であり、—それ故「母音」と命名されていると解される—そうであるならば、母音が連続することが一般音声学的な、もしくは古代日本語に於いてのみ特徴的な「何か」に抵触していることになる。しかし、その「何か」が音節構造だ、というのでは、堂々巡りの議論になりかねない。ここでは、この議論にこれ以上深入りしないが、制限規則ではなく、形態音韻論的観点から、母音音節が語頭表示機能を担っていた、と考えた方が、制限規則のようなネガティブな解釈でない分、有力な解の一つである。

多音節言語においては、語形成レベルでは、あらゆる音節が語の中で自由に配置できる方が、最小限のソースで最大の効果を期待でき、システムとしては効率的・合理的である、と一応は考えられる。にも関わらず、そうならない事実（母音音節が語頭にのみ分布する）を解釈するに当たって、形態音韻論的解釈は有効である。

しかし、ここで確認しておきたいことは、古代日本語において母音音節が語頭表示機能を担っていたとしても、語頭表示機能は母音音節の専権事項ではない、ということである。当然のことながら、あらゆる語の語頭が母音音節であるわけではない。よって、語頭表示のために母音音節が用意されたわけではなく、あくまでも副次的機能として効いているに過ぎない。また、語頭表示機能とは、意味境界を示す分節機能の一つに過ぎない。

同様の分節機能は、例えばアクセントの統語機能にも窺える。複合語化においてアクセントが調整再生されるのは、日本語のアクセント機能が、弁別機能よりも統語機能に傾いていることの何よりの証左である。意味境界といっても様々であるが、アクセントは句（文節）レベルでの分節機能を有する。

さらにいえば、複合化表示は、連濁、音便、促音なども担っており、韻律論レベル、形態音韻論レベルでの様々な言語現象が、意味境界を示すための分節機能を担っていることは明らかである。連濁が複合化指標を担っていることは明らかであるが、その逆、つまり、複合

化すれば、必ず連濁するわけではない。(音便、促音も同様。) そもそも清濁のペアはあらゆる子音に存在するわけではない。モノ+カナシイは、モノガナシイと連濁形を生成できるが、モノ+ナツカシイは、連濁しようがない。このような事実からすれば、連濁そのものが複合表示という一時的目的の上に導入された言語現象でないことは明らかで、副次的現象に過ぎない。また、母音音節の意味分節機能は、とうの昔に失われているが、その代わりというわけでもないだろうが、現代では、ハ行子音が、いわゆる「ハ行転呼音」によって、語頭位置への偏在分布を成し遂げ、意味分節機能を有していると見ることができる。

これらのことから、次の2点を強調・確認しておきたい。

1. 言語における意味分節機能は、韻律事象・形態音韻論事象など、様々な音韻事象が寄り合いながら支え合っている。
2. このように、各々の音韻事象は、意味分節を専一に担っているわけではないので、それぞれの音韻事象と意味分節機能との関係は、相互的・可逆的ではない。意味分節は副次的機能と考えられる。

言語は時間軸上を不可逆的に辿る線条性 (linearity) を有す。「語順」が言語にとって重要と考えられるのは、この線条性の存在に他ならない。しかし、言語を、時間軸上を辿る、一見一筋の糸のごとき外見に擬えることが可能であっても、そこには構造物に擬えられる不可視のまとまり (構造) が存在しており、その構造そのものや、構造化システムの解明が記述言語学にとって重要課題の一つであることは言を俟たないところである。

言語の線条性に注目した場合、そういったまとまりを表示するのが意味分節機能であり、おそらく最重要機能と言ってよいだろう。そして、そのための占有的現象が存在するのではなく、様々な韻律現象や形態音韻論的現象が、一つ一つは不完全ながらも、トータルで十全な意味分節が可能のように働いているものと推測される。

6 書記システムとしての句読法をどのように考えるか

書記行為 (writing) が言語と対応するものであり、言語の記録/再生装置と目される以上、書記システム (writing system) も同様に考えられる。縦書き (上→下、下→上⁴)、横書き (左→右、右→左) と違いはあっても、書字方向は一定で線条性を有す。この点、言語と変わらない。

このように、書記を言語の「似せ鑑」と見るならば、本体である言語における意味分節機能が、唯一の音韻事象だけに支えられているのではない、という事実の確認は重要である。同じことの裏返し表現に過ぎないが、「意味分節機能に特化した言語事象は存在しない」ことは、書記においても、意図的な言語政策によらない意味分節表示システムを考えるのに当たって、まずは観察しておかなければならない事項である。

⁴ 例は少ないが、アイルランド・ゲール語のオーガム文字による碑文がその例であり、突厥文字 (オルホン文字) でも下→上に書くことがあるようである。(『言語学大辞典・世界文字編』三省堂、世界の文字研究会編『世界の文字の図典』吉川弘文館)。

このように見てくると、連綿句読法を「意図的な機能」か「随伴的な機能」かという択一的な問題設定自体が意味を持たなくなることが判る。近代以降の句読点が規範化・標準化を強く志向したのは、まさに時代が「近代」であるからであって、時代の要請に応えたに過ぎない。異なる時代であれば、異なる志向の仕方のある可能性を認めねばならない。

本稿では、先にも述べたように、句読法をできるだけ広い意味で考えている。よって、例えば、濁点を付すという行為自体も、句読法の一つと考えられる。平安以降、濁音の書記表示が義務的でなかった歴史の長かったことはよく知られている通りであり、音韻史上の問題として興味深いものであり、既に当該研究領域で多くの知見が示されてはいるが、こと「表示」という書記行為だけを例にとるならば、それは句読法の一展開とも見なせる。濁点を付すことが可読性を高めることにつながるからである。大日本帝国憲法がカタカナ書きで濁点を付さない形で綴られていたものが、戦後の日本国憲法で平仮名書きで濁点を付すようになった背景の一つには、「国民の国語運動」（安藤正次代表）が昭和21年3月26日付けで幣原喜重郎首相に提出した「法令の書き方についての建議」に代表される運動の影響があったと思しい。その建議には「このたび政府でご提出になる憲法改正案をはじめ、すべての法令、公文書の書き方を次ぎのやうにお改め願ひたいと思ひます。」として五ヶ条が掲げられ、五として「濁点、半濁点、句読点もちひること」とある。この事実だけを見ても、濁音の音韻実質の変容のみが表記に影響するわけではないことは、やはり考えておく必要がある。句読法史研究はいまだし、である。

先の言語現象に即していうならば、様々な韻律論的事象や形態音韻論的事象は、「音韻論上の句読法」と呼べる。事実はその裏返しで、音韻論上の分節に与かる諸事象を、書記面に投影させた時に代行する事象が句読法である、ということになる。

近代以降の言語政策（国語政策）で、句読点の使い方などの標準化、定義化が進められたわけであるが、これは言語事象と記号とをできるだけ一対一対応に調整するためのものであった。現代の我々は、こういった書記様式で小さな頃から教育されてきており、また慣れてもきているので、句読法そのものを時代を超えて現代の感覚で捉えがちである。現代は、漢字仮名交じり文とも、仮名漢字交じり文ともいえる、唯一の表記体しか持たないが、漢字と仮名を混用することも句読法の一つである。平安期のような仮名文は原則として存在しない、だからこそ、識字レベルを考慮して仮名文を用いざるを得ない小学校低学年の教科書や絵本などでは、分かち書きを導入することになる。そのような表記体を標準とする現代感覚のままでは、平安期の仮名文に合理性を見出すのは到底難しい。

そこで以下、連綿の全くない女手仮名文と片仮名文とを検討することで、新たな視点を探ろうと思う。

7 女手仮名放ち書き／片仮名書きによる非連綿仮名の和歌表記

7.1 女手仮名放ち書きの場合

さて、仮名放ち書きの例である。伝藤原公任筆本の巻第19雑体・凡河内躬恒「冬のながうた」（1005）（下125オ～ウ、影印本 pp.251-252）は、完全な仮名放ち書きで、連綿はほぼ見られない（図1参照）。しかし、このような例は稀で、当該テキストには他に一切見られ

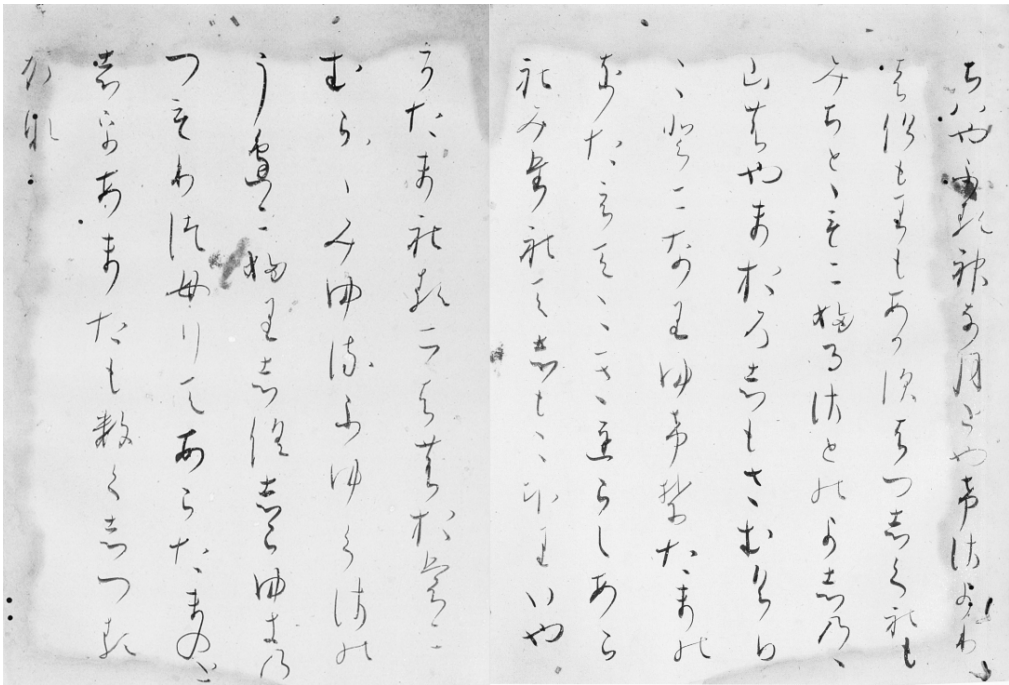


図1：伝藤原公任筆古今和歌集卷第19雑体・1005番、凡河内躬恒「冬のながうた」（旺文社版影印本による）

ない表記である。放ち書きが部分的に見られる例は同書にいくらかあるものの、一丁表裏分の長さを超える長歌でありながら、ほぼ全てが放ち書きになっているのは、この表記方法が意図的なものであることを想定させる。ここでの一字一字の仮名字体に、取り立てて特異な点は見られないが、このような仮名放ち書きは、秋萩帖、高野切第一種の旋頭歌や蓬萊切に見られる、草仮名書きを想起させる。

草仮名とは、仮名メディアの一種ではなく、草体漢字を仮名用法に利用して書いた美術書体と見るべきことを山田（2013a）にて論じたが、通常の女手仮名とは異なり、より技芸鑑賞にシフトした表記体である。伝藤原公任筆本の当該例の書体は、到底草仮名とは言えず、この書体選択・表記法の意図をどう考えるかについては、今のところ不明とせざるを得ない。しかし、ここで検討している問題、つまり、仮名放ち書きが存在する理由を考えるに当たって、次のことは確認しておきたい。

草仮名のような美術鑑賞目的の書体であろうと、伝藤原公任筆本の当該例の仮名書体であろうと、仮名放ち書きが稀であっても書記テキストとして存在する限り、それらがやはり「読めた」と考えるべきである。技芸鑑賞にシフトすること＝可読性の低下、といえるかどうかは慎重な検討が必要である。仮名の放ち書きが、連綿を伴わないことによって可読精度を落とすのであるならば、そもそも連綿と親和性のない片仮名文は、書記システム上、成立しがたいもののように思われる。更に、草仮名のような美術書体とも言いがたく、技芸重視という説明も困難である。以下片仮名文を検討しよう。



図2：伏見宮旧蔵古今和歌集（顕昭本）仮名序部分（宮内庁書陵部発行、便利堂複製本による）

7.2 片仮名書きの場合

（臨模・臨書テキストなどを除き）あらゆる書記テキストは、同一社会の同時代的読者を想定して書かれている。また同時に、あらゆる書記テキストは読まれ得る、という意味で、句読法を志向している。そういった前提で書記テキストは分析されるべきである。しかし、現代のような原則唯一の書記モードしか持たない時代とは異なる歴史的テキストを扱う場合、そして複数書記モードが併存する場合、他の書記モード・テキストも併せて検討し、それぞれの句読法が説明される必要がある。特定の書記モードでの句読法分析結果が、他の書記モードの場合に矛盾しないかどうかの検証は、やはり必要である。これまで女手仮名テキストのみが扱われ、片仮名テキストがあまり検討されて来なかったのは、このような意味で方法的に問題を含んでいた。

和歌を片仮名で書くこと自体、仏教（・学問）サークルとの関連が窺われ（山田（2011）参照）、ここで検討する伏見宮旧蔵古今和歌集（宮内庁書陵部蔵）も、伝承書写者として顕昭〔1130頃-1209頃〕という僧が関与し、注釈情報の書き込み・書き入れという学問所為が多く存在するが、それはさて置き、連綿の入り得ない片仮名書きが、和歌のみならず、仮名序の散文も含めて書かれていることを、女手仮名で書かれることと併せてどう考えればよい

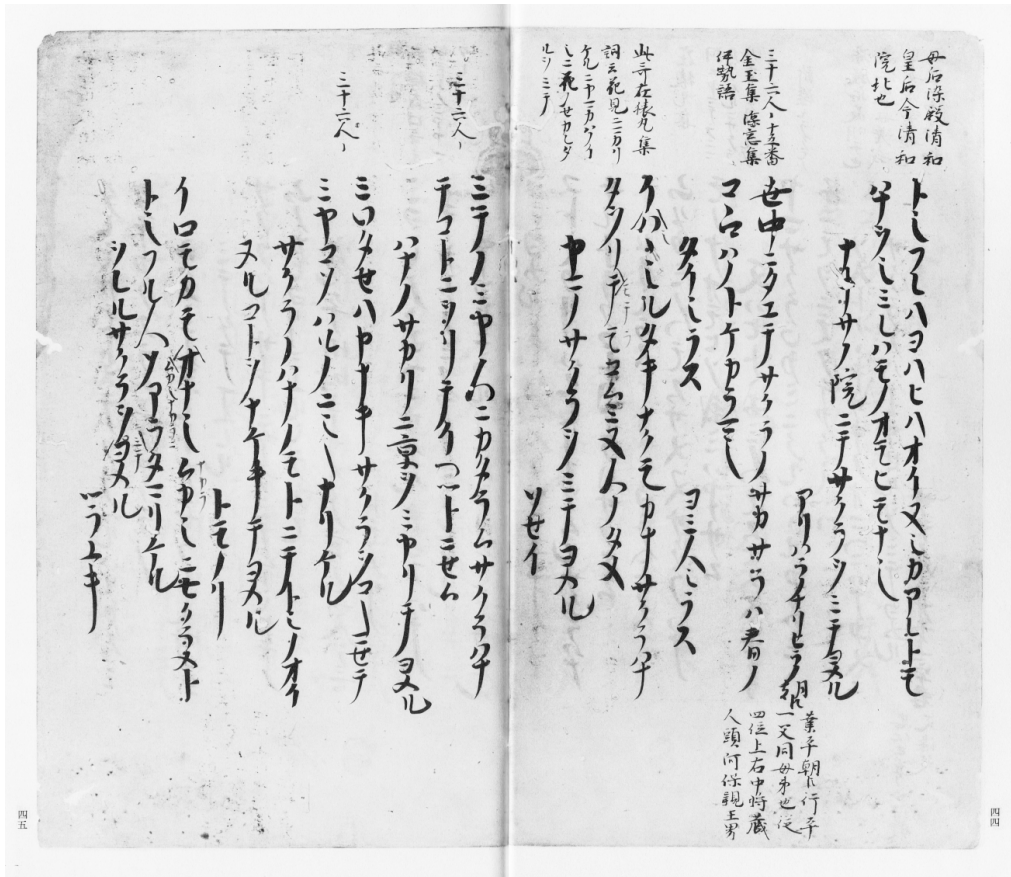


図3：伏見宮旧蔵古今和歌集（顕昭本）和歌本文部分（宮内庁書陵部発行、便利堂複製本による）

か。

女手仮名文が、連綿句読法によって可読性が向上するのだとしたならば、連綿のない片仮名文は、連綿句読法が発現しようがない。その代償としてスペースなどの句読法があるのであればよいが、当該テキストの場合、歌句境界さえもスペースなどで示されていない。言語の意味分節機能が低下し、ずいぶん可読性の落ちるテキストということになるのだろうか。検討してみよう。

さて、当該テキストの図版を2枚示す。図2は仮名序部分。図3は和歌掲載部分である。散文表記の仮名序本文部分は、一見して特に句読法的配慮のある書き方がしてあるようには見えない。片仮名の羅列に過ぎなく、現代の我々には頗る読みにくく感じる。和歌掲載部分は、音数律が助けになるはずながら、見て判る通り歌句境界も示されておらず、一見して読みやすくはない。しかし、注意深く見ると、モノクロ写真で判りにくいものの、仮名序の方には、朱点による句読点が打たれていることが判る。「句読点」としたが、現代のそれとは異なり、句点と読点の差を明示しない。この句読点はもちろん本文書写時に差されたものではなく、読書時に差されたもの。声点もところどころに見られる。

いくらかでも古文献に接している人であれば、このようなテキストの存在は別段珍しいも

のではなく、読書行為の際に読点が差されているということ自体は、多くの人に気づかれていますはずの常識事項に属す。しかしながら、それでも注意しておきたいのは、読者側に委ねられている句読法行為が存在する、という事実の確認である。このような朱点を加えているのが、本文書写者と同一か別人かは別としても、読書行為中に行われていることは間違いがない。

現代の読書行為において、重要箇所には傍線を引いたり、書き込みをする人は少なくないが、句読点を加えるような、いわゆる句読法行為を行う読者はまず存在しない。それは句読法の担い手が完全に書き手に属しているという事実による。

また、女手仮名文に「連綿句読法」が認められるとして、これは明らかに書き手側に属す句読法であり、当該期のテキストは、句読法の担い手が異なる事象が共存している時代に成立していることは、書記テキストの在り方を考える上で注意しておくべき事柄である。

女手仮名テキストの句読法を考えるために、併せて、片仮名テキストの句読法も対照させて考えてみることで、書記者側に属す句読法（以下、書記者句読法）と読者側に属す句読法（以下、読者句読法）、その両方を考える必要があることが先ずは明らかになった。

8 書記者句読法と読者句読法、そして音読／黙読、との連関

さて、先に、女手仮名放ち書き表記、片仮名書き表記を検討してきたわけであるが、これらの表記が可能であるのは「音数律の支え」があるからだ、という指摘・主張も当然聞こえる。上代に於いて、連綿を伴わない上代仮名で書かれた和歌が多く存在するにも関わらず、散文の遺存例がほとんどない事実と、平安以降、連綿を伴う女手仮名は、和歌にも散文にも用いられている事実とを差引きすれば、連綿が仮名散文を成立可能ならしめたと見ることは容易い。その考えには基本的には同意する。

しかし、ここで注目したいのは、まさにその「音数律の支え」という点である。これは「和歌は五音句・七音句から成る」という定型が句読法として参与している、と見られるが、この場合、実際に文字を辿りながら声に出すか、頭の中で鳴らす、という音読行為を想定しなくては「支え」にならないではないか。

現代日本では、黙読による読書行為が圧倒的主流であるが、黙読文化がさほど古いものではなく、近代以降に成立してきたことは、近代文学研究や近代社会史研究で多く指摘のあるところである（前田愛（1962）など）。それ以前の時代についての研究は必ずしも多いわけではないが、玉上琢弥（1950）「物語音読論」のように、平安期に於いても、音読が主であったとする論は存在するが、まだ実証レベルにはない。

先に示した高野切第一種の例は、意味分節単位で連綿境界があり、黙読でも意味がとりやすいが、同じ高野切第一種でも「はる▽【のよむ】▼めの▽はな▽を▽よめる」（41番歌詞書、p. 52）は明らかに「春の夜梅の花を詠める」であるが、「春の夜梅の」の文節境界を連綿が跨いでおり、連綿境界だけを頼りに読むと、いささか読みにくい。

現代の読書生活も音読を排除しているわけではなく、教育現場などでは行われているし、個人的な読書の場合でも、意味が取り難い箇所に遭遇した時、黙読中であっても声に出して意味を確認してみることはまああろう。このことは、音読することが文意を取りやすくする

効果がある、ということで、近時「声に出す」ことの教育効果を述べる書籍がベストセラーになり、近代以降いささか沈みかけていた音読にスポットライトが当たってきているが、音読奨励の背景に認識されている知覚の効能は、黙読を補う音読の場合と同様であろう。このように考えると、音読行為さえ句読法の一つと見ることもできる。

読書形態として、音読から黙読への変遷という事象は、ヨーロッパにおいても以前から指摘されていることなので、日本においてもシンプルな方向性を考えたいが、先に述べたように、おそらくことはそれほど単純ではない。両者ともに併存しながらも、時代により、またテキストにより、どちらかによりシフトしている、という読書形態というのが実態なのではないか。日本は、表意文字（漢字）と表音文字（仮名）とが併存し、歴史的には、両者棲み分けの様相を呈する表記体や、交用する表記体が選択可能になる書記基盤を有してきた。このような書記基盤を有する社会における音読／黙読の問題は、表音文字（アルファベット）一辺倒の社会とは様相が異なることは想像に難くない。例えば漢字文がどのようによまれたかについての本質的議論は、亀井孝（1957）「古事記はよめるか」が夙に指摘したような「よめるがヨメない」という表現に象徴される。しかし亀井が慎重に「完全なかたちではヨメない」としたように、わざわざ音読形（和訓）を注記する訓注のあることも思えば、ヨムことを排除した表記体というわけではなく、むしろヨムことの志向こそが前提とされてもいよう。もちろん亀井の論は音読／黙読論とは関わりのないものであるが、本論の問題関心に惹きつけ、音読／黙読という補助線を宛がって考えれば、ことは程度問題と理解するのが妥当である。単純な引き当てをすれば、「よむ」が黙読に、「ヨム」が音読に対応する。一方、仮名文においては「ヨめるがよめない」という状況は考えられない。「ヨメてよめる」ということである。

これまでの書記システム研究は、どうも近代以降の黙読による読書形態を無意識に古代にまで拡張して考えて来たきらいがある。黙読か音読かは、択一的もしくは排他的関係ではなく、あくまでも程度問題として考えるべきであり、更に、その読書形態は書記形態に大きくリンクしているとみなすべきである。

このように考えた場合、つまり音読に支えられた読書形態であった場合、連綿句読法は、現代のような黙読時に発揮される複数文字種の混在や句読点ほどの句読法機能はもちろん認められないが、そもそのベースとなるべき読書形態が今昔で異なると考えるならば、そして歴史的な脈でこそ、その機能を評価するのが歴史主義だとするならば、十分に句読法として機能していた、として認めてよいと考える。

なお、片仮名和歌テキストに差された朱点から読者句読法・音読の痕跡を見出せても、（本稿で扱った範囲の）女手仮名テキストには朱点などが見出されないの、そこに読者句読法・音読がなかったということには、もちろんならない。本稿で扱った古今集テキストが皆、美しい料紙に書かれた一点ものの美術巧芸品であり、読者が句読法の痕跡を残しにくいものであることは、十分に考慮しなくてはならない。

9 まとめ

本稿では主に二つの視点から「連綿句読法」を論じた。行論を見やすくし、多少ことばも

補いながら以下に箇条書き形態で示す。

第一の視点は、言語における分節機能との関連から、書記の分節機能を照射してみた点。ここからは次のようなことを指摘した。

1. 句読法とは、言語の意味分節に関わる音韻上の諸事象の、書記上の代行システムと見なされる。
2. 音韻上の諸事象は、意味分節に専一的に関わるものとして存在するのではなく、その意味で、全て副次的機能として実現している。
3. よって「連綿」は句読法の一つとして認めてよい。
4. しかし、分節機能を連綿が専一的に担っているわけではない。
5. よって、句読法志向で連綿が創始されたことを意味せず、
6. あくまでも、分節・可読性を支える句読法の一つという副次的機能である。このことは、言語における分節機能と大きな懸隔はなく、過小評価すべきではない。

第二の視点は、他の書記形態（女手仮名放ち書き文、片仮名文）との関連から。

1. 連綿境界と言語単位境界とが必ずしも一致しないケースを考えるに当たって、女手仮名の放ち書き文や、片仮名文などの非連綿仮名表記文を検討する必要がある。
2. その結果、主に片仮名文に付された朱点による区切点を手がかりに、句読法に、書記者句読法と読者句読法の二種あることを読み取り、
3. それらは、読書形態としての「音読／黙読」に併行する現象であると考えた。
4. また、音読自身「句読法」の一方法とみなしうる。
5. 音読か黙読かは択一的な問題ではなく、程度問題であり、古くは音読が優勢であったと考えられ、
6. そうであれば、現代の黙読読書形態からみて、いささかひ弱に映ずる連綿も、音読を支えとして、当時は、十分に句読法として機能した、と考えられる。

以上のように、句読法史をどう考えるべきかという視点を基点として、その上で連綿句読法を評価してみるという論述を行なった。それが理路、とみたからである。

使用文献テキスト（複製本）

1. 古今集高野切第一種：『高野切第一種（日本名筆選1）』二玄社、2008（増補版）
2. 元永本古今集：『元永本古今集（日本名筆選30～33）』二玄社、1995
3. 伝藤原公任筆古今集：『伝藤原公任筆古今和歌集』旺文社、1995
4. 清輔本古今集（宮本本）：『復刻日本古典文学館 古今和歌集 清輔本』日本古典文学刊行会、1973
5. 清輔本古今集（前田本）：『清輔本 古今和歌集』尊経閣叢刊、1928
6. 清輔本古今集（顕昭本）：『伏見宮旧蔵古今和歌集』宮内庁書陵部、1961

参考文献

1. 遠藤邦基 (1996) 句読法の史的考察—「句ヲ切ル」注記の意味—『文学論集』462-3 (関西大学)
2. 加藤良徳 (2000) 連綿の機能からみた仮名文の書記システム 『名古屋大学国語国文学』86
3. 亀井 孝 (1957) 古事記はよめるか—散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題—『亀井孝論文集(4)日本語のすがたところろ2 訓詁と語彙』吉川弘文館、1985 所収
4. 小松英雄 (1988) 『仮名文の原理』笠間書院
5. 小松英雄 (1998) 『日本語書記史原論』笠間書院
6. 小松英雄 (2008) 『丁寧を読む古典』笠間書院
7. 今野真二 (2014) 『仮名の歴史 (日本語学講座9)』清文堂
8. 玉上琢彌 (1950) 物語音読論 (玉上琢彌 (2013) 『源氏物語音読論』岩波現代文庫、所収)
9. 前田 愛 (1962) 音読から黙読へ 『前田愛著作集2 近代読書の成立』筑摩書房1989所収
10. 榊矢桂一 (2007a) 仮名書き文における連綿の意味 『大阪薬科大学紀要』1
11. 榊矢桂一 (2007b) 藤原俊成筆日野切における放ち書きの用法 『叡山学院研究紀要』29
12. 矢田 勉 (2012) 『国語文字・表記史の研究』汲古書院
13. 山田健三 (2011) 「男手」考—一字津保物語の用例をめぐる平安書記システム記述—田島毓堂編『日本語学最前線』和泉書院
14. 山田健三 (2013a) 「草仮名」名義考 『国語語彙史の研究32』和泉書院
15. 山田健三 (2013b) 書記用語「万葉仮名」をめぐって 『信州大学人文学部人文科学論集〈文化コミュニケーション学科編〉』47
16. 山田健三 (2013c) 仮名をめぐる歴史上の書記用語・再考 『日本語学』322-11 (通巻414号)
(2014年10月31日受理、12月3日掲載承認)

